

### 経済的理由のあるかたへの減免等

#### 国民健康保険 保険医療助成課保険担当 ☎382035

【所得が半以下になる見込みのかた】  
 ■概要 該当者の保険料所得割の六割以内を減免します。  
 ■対象 事業または業務の休廃止、失業その他の理由により、所得が二分の一以下に減少する見込みのかた

■要件 納付する年の所得の見積額が賦課計算の対象となる年の普通所得課税所得・一時所得を除いた所得に比して二分の一以下に減少し、保険料の納付が著しく困難であること

■申請 国民健康保険料減免申請書に所得の見積額を証する書類を添付して保険医療助成課保険担当へ提出（郵送可）

【市民税非課税世帯のかた】  
 ■概要 入院中の食事に要する費用

### ご存じですか？ 減免・軽減制度

#### 保育所保育料 こども課 ☎382045

■概要 失業、疾病、災害等により生活が困難なかたに保育料の50%以内を減免します。  
 ■要件 前年の所得と当該年の所得を比して、所得の減少率が30%以上のかた  
 ■申請 保育料減免申請書当該年度の収入状況について証明できるものをこども課へ提出

#### 国民年金保険料 市民課年金担当 ☎382036

■概要 保険料を納めるのが困難なかたで法で定めている要件に該当する場合届け出により、保険料を免除。ただし、老齢基礎年金などの年金額を計算する場合、免除を受けた期間は三分の一に減額されます。  
 ■対象 障害基礎年金等受給者  
 ■要件 障害基礎年金を受給している

### 障がいのあるかたへの減免等

#### 個人市・県民税 課税課市民税担当 ☎38-2016

| 概要  | 要件   | 申請                                |
|---|--|-----------------------------------|
| 【減免】<br>所得割額の5割以内を減免                          | 賦課期日(1月1日)前からすでに障がいのあるかたに要介護認定を受けているかたのうち、障害者控除対象者認定書の交付を受けているかたを含むは前年中の所得が158万円以下であること<br>賦課期日(1月1日)の翌日以後に、障がい者になったかたに要介護認定を受け、障害者控除対象者認定書の交付を受けたかたを含むは、前年中の所得が800万円以下であり、納税が著しく困難であること<br>納期限までに減免申請書を提出していること<br>個人市県民税を納付済みでないこと | 減免申請書・障害者手帳等の写しを、課税課市民税担当へ提出（郵送可） |
| 【非課税】<br>前年中の所得が125万円以下で本人が障がいを認定されている場合      | 前年の12月31日時点で、障がいを認定されているかたで、本人の前年中の所得が125万円以下であること   | 市申告書・障害者手帳の写しを、課税課市民税担当へ提出        |
| 【所得控除】<br>本人が障がいを認定されている場合、26万円（等級による加算あり）を控除 | 前年の12月31日時点で、障がいを認定されているかた   | 申告書・障害者手帳の写しを、課税課市民税担当へ提出         |



■申請 免除理由当該年度年金手帳・年金証書等受給していることと確認できるものを市民課年金担当へ提出（郵送可）

■概要 軽自動車等の軽自動車税を全額減免します。  
 ■対象 障がい者等のかた一人に対し、軽自動車税・自動車税を通じて一台分を減免

■要件 左記の要件のいずれかに該当する軽自動車等  
 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されたかた  
 身体障がい者等として構成されている世帯のうち、その身体障がい者等が所有する軽自動車等とその身体障がい者等を常時介護するものが運転するもの



ヒドリガモ（宮川）

■申請 身体障がい者等または当該者等と生計を一にするかたが所有する軽自動車等でもつぱらその身体障がい者等とのために運転するもの  
 身体障がい者等のみで構成されている世帯のうち、その身体障がい者等が所有する軽自動車等とその身体障がい者等を常時介護するものが運転するもの  
 納期限六月一日までに、課税課管理担当へ提出  
 必要書類等  
 軽自動車税減免申請書

■概要 基本料金部分（一万円で千二百三十三円）を減免します。  
 ■対象 障がいのあるかたの所属する世帯  
 ■要件 身体障害者手帳一級・二級療育手帳A精神障害者保健福祉手帳一級の対象者のいる世帯  
 ■申請 減免申請書を障害福祉課へ提出

#### 公立幼稚園保育料 教育委員会 管理課 ☎382085

■概要 経済的事情により生活が困難なかたに保育料全額免除または保育料を半額月額九千五百円を四千七百五十円免除します。  
 ■要件 【全額免除】生活保護世帯または市民税の所得割額非課税の世帯  
 【半額免除】市民税の所得割額が一六千円以下の世帯  
 保育料免除申請書  
 兼家庭調査書・市県民税課税証明書当該年度の一月一日

■概要 保護者の前年度の市民税所得割額の合計額が十二万円以下のかたは、育成料月額八千円と土曜加算千六百円を減額免除します。  
 ■要件 保護者の前年度の市民税所得割額の合計額が十二万円以下のかた  
 保育料免除申請書  
 兼家庭調査書・市県民税課税証明書当該年度の一月一日

■概要 保護者の前年度の市民税所得割額の合計額が十二万円以下のかたは、保育料月額九千五百円を四千七百五十円免除します。  
 ■要件 【全額免除】生活保護世帯および母子・父子家庭で保護者の市民税所得割額が非課税の世帯  
 【75%免除】保護者の市民税所得割額が非課税の世帯  
 【50%免除】保護者の市民税所得割額の合計額が六万円以下のかた  
 【25%免除】保護者の市民税所得割額の合計額が十二万円以下のかた  
 【第一子免除】同一世帯から二人以上の児童が入級している場合の二人目以降の児童は50%免除（前記の減額に該当する場合は減額後の育成料から50%免除）

■概要 市営改良・従前居住者用住宅入居者で、著しく所得の低いかたその他特別事情があるかたに住宅使用料を減免します。  
 ■申請 育成料減額免除申請書をスポーツ・青少年課へ提出  
 必要書類として生活保護適用証明書・市民税課税証明書  
 市民税所得割額が非課税の母子・父子世帯のかたは、児童扶養手当証書・医療助成受給者証・世帯票のいずれかの写し

■概要 収入基準月額が非課税所得を含めて六万円以下のかた（四万円以下50%減免、四万円以上六万円以下30%減免）  
 ■申請 住宅使用料等減免徴収猶予申請書非課税所得があるかたはその証明書を住宅課へ提出

#### 留守家庭学級育成料 スポーツ・青少年課 ☎220358

■概要 保護者の前年度の市民税所得割額の合計額が十二万円以下のかたは、育成料月額八千円と土曜加算千六百円を減額免除します。  
 ■要件 保護者の前年度の市民税所得割額の合計額が十二万円以下のかた  
 留守家庭学級育成料申請書  
 兼家庭調査書・市県民税課税証明書当該年度の一月一日

■概要 保護者の前年度の市民税所得割額の合計額が十二万円以下のかたは、育成料月額八千円と土曜加算千六百円を減額免除します。  
 ■要件 保護者の前年度の市民税所得割額の合計額が十二万円以下のかた  
 留守家庭学級育成料申請書  
 兼家庭調査書・市県民税課税証明書当該年度の一月一日

■概要 収入基準月額が非課税所得を含めて六万円以下のかた（四万円以下50%減免、四万円以上六万円以下30%減免）  
 ■申請 住宅使用料等減免徴収猶予申請書非課税所得があるかたはその証明書を住宅課へ提出

■概要 収入基準月額が非課税所得を含めて六万円以下のかた（四万円以下50%減免、四万円以上六万円以下30%減免）  
 ■申請 住宅使用料等減免徴収猶予申請書非課税所得があるかたはその証明書を住宅課へ提出

#### 個人市・県民税 課税課市民税担当 ☎38-2016

| 対象者          | 内容  | 要件  | 申請                                      |
|--------------|---|---|---|
| ■未成年者        | 【減免】<br>所得割額の4割以内を減免  | 未成年者(昭和64年1月3日以後生まれ)で前年中の所得が158万円以下であること<br>納期限までに減免申請書を提出していること<br>個人市県民税を納付済みでないこと  | 減免申請書を課税課市民税担当へ提出（郵送可）                  |
| ■無職・無収入のかた   | 【減免】<br>所得割額の5割以内を減免  | 今年度の各納期の末日前1カ月から引き続き失業等で無職・無収入の状況にあり、納税が著しく困難であること<br>納期限までに減免申請書を提出していること<br>個人市県民税を納付済みでないこと  | 減免申請書・失業を証する書類を課税課市民税担当へ提出（郵送可）         |
| ■所得が半以下になるかた | 【減免】<br>所得割額の5割以内を減免  | 今年の普通所得・譲渡所得・一時所得を除いた所得の見積額が前年の普通所得に比して二分の一以下に減少し、納税が著しく困難であること<br>前年中の所得が800万円以下であること<br>納期限までに減免申請書を提出していること<br>個人市県民税を納付済みでないこと  | 減免申請書・今年度の所得の見積額を証する書類を課税課市民税担当へ提出（郵送可） |
| ■寡婦・寡夫のかた    | 【減免】<br>所得割額の5割以内を減免  | 賦課期日(1月1日)前にすでに寡婦または寡夫で、前年中の所得が158万円以下であること<br>賦課期日の翌日以後に、寡婦または寡夫になられたかたは、前年中の所得が800万円以下であり、納税が困難であること<br>納期限までに減免申請書を提出していること<br>個人市県民税を納付済みでないこと                          | 減免申請書、戸籍等を課税課市民税担当へ提出（郵送可）              |
| ■寡婦のかた       | 【非課税】<br>前年中の所得が125万円以下で、夫と死別または死別し、生計を一にする子もしくは扶養親族を有している場合  | 前年の12月31日時点で、夫と死別し再婚していないかたや夫の生死が不明のかたで、本人の前年中の所得が125万円以下であること<br>前年の12月31日時点で、夫と死別もしくは離別し再婚していないかたや夫の生死が不明のかたで、扶養親族や前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有しているかたで、本人の前年中の所得が125万円以下であること | 市申告書を課税課市民税担当へ提出                        |
| ■寡夫のかた       | 【所得控除】<br>寡婦の場合26万円（特別寡婦の場合は30万円）を控除                          | 前年の12月31日時点で、夫と死別し再婚していないかたや夫の生死が不明のかたで、本人の前年中の所得が500万円以下であること<br>前年の12月31日時点で、夫と死別もしくは離別し再婚していないかたや夫の生死が不明のかたで、扶養親族または前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有しているかた                       | 確定申告書または市申告書を提出（確定申告書の場合は税務署へ提出）        |
| ■寡夫のかた       | 【非課税】<br>前年中の所得が125万円以下で、妻と死別もしくは死別し、生計を一にする子もしくは扶養親族を有している場合 | 前年の12月31日時点で、妻と死別し再婚していないかたや妻の生死が不明のかたで、前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有しており、本人の前年中の所得が125万円以下であること   | 市申告書を課税課市民税担当へ提出                        |
| ■寡夫のかた       | 【所得控除】<br>寡夫の場合26万円を控除  | 前年の12月31日時点で、妻と死別もしくは離別し再婚していないかたや妻の生死が不明のかたで、前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有しており、本人の前年中の所得が500万円以下であること   | 確定申告書または市申告書を提出（確定申告書の場合は、税務署へ提出）       |

【一部負担金の減免等】  
 ■概要 利用し得る資産および能力の活用を図ったにもかかわらず、一時的に生活困難に

【国民年金保険料】  
 ■概要 本人と世帯主や配偶者の所得が一定以下の場合で、保険料を納めることが困難な場合申請し承認されれば保険料が免除されます。  
 ■要件 生活保護基準に近い状況であること認められるとき、疾病または負傷の療養に要する見込み期間が三カ月以内であること  
 ■申請 国民健康保険の一部負担金減免申請書を保険医療助成課保険担当へ提出

【学生】  
 ■概要 学生本人が一定の所得以下の場合に親に保険料の負担を求めることなく、保険料の全額が納付されます。  
 ■要件 大学短大高等学校専修学校および各種学校などに在学する二十歳以上の学生生徒で、前年の本人の所得が百十

【三十歳未満のかた】  
 ■概要 保険料を納めるのが困難なかたで世帯主の所得にかかわらず本人と配偶者の所得要件によって申請により納付が猶予されます。  
 ■要件 納付猶予申請書(年金手帳を市県民課年金担当へ提出郵送可)

【三十歳未満のかた】  
 ■概要 保険料を納めるのが困難なかたで世帯主の所得にかかわらず本人と配偶者の所得要件によって申請により納付が猶予されます。  
 ■要件 納付猶予申請書(年金手帳を市県民課年金担当へ提出郵送可)